概要版

第５期佐賀県障害福祉計画
第１期佐賀県障害児福祉計画

～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律第８９条及び児童福祉法第３３条に基づく計画～

2018（平成30）年度～2020（平成32）年度

ビーズアート「バルーンフェスタの夜景」　作：平 原 圭 介

平成30年3月

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

1　計画の基本的事項

基本理念

この計画は、「障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会」を目指すという「第３次佐賀県障害者プラン」及び「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえつつ、次の８点に配慮して作成します。

（１）障害児者の自己決定の尊重と意思決定の支援

（２）障害を理由とする差別の解消の推進

（３）障害者虐待の未然防止と早期発見・早期解決

（４）身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

（５）地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

（６）地域共生社会の実現に向けた取組

（７）成年後見制度等の利用促進

（８）障害児の健やかな育成のための発達支援

計画期間

この計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

計画の推進

（1）推進体制

① 市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

② 福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。

③ 就労支援については、福祉、教育、医療、労働と連携し、関係機関一体となった総合的な取組を推進します。

④ 住民、企業等の障害や障害者に対する理解を促進します。

（2）分析・評価

① 成果目標及び活動指標については、毎年度その実績を把握し、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

② 中間評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、成果目標や内容の見直し等を行います。

2　佐賀県の現状

県内障害者手帳所持者数

（各年度末　単位：人）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
身体障害者手帳	42,392	43,163	43,023	42,993	43,082
うち1～2級	18,264	18,548	18,123	17,762	17,625
うち3～6級	24,128	24,615	24,900	25,231	25,457
療育手帳	8,152	8,344	8,522	8,720	8,855
うち重度（A）	3,214	3,249	3,279	3,304	3,319
うち中軽度（B）	4,938	5,095	5,243	5,416	5,536
精神障害者保健福祉手帳	3,932	4,133	4,441	4,710	5,132
うち1級	358	337	350	365	388
うち2級	2,654	2,808	2,989	3,101	3,277
うち3級	920	988	1,102	1,244	1,467

精神障害者の現状

（各年度末　単位：人）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入院患者数	3,865	3,690	3,781	3,689	3,793
自立支援医療（精神通院）	10,133	10,384	10,929	11,407	12,173
計	13,998	14,074	14,710	15,096	15,966

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

（各年度末　単位：人）

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
5,944	6,166	6,351	6,905	6,998

3　成果目標

以下の５つの成果目標を掲げ、目標達成に向けて取組みます。

（障害福祉計画）

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3　地域生活支援 拠点等の整備

4　福祉施設から一般就労への移行

（障害児福祉計画）

5　障害児支援の提供体制の整備等

福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	現状 2016 年度実績	目標 2020 年度
① 2016 年度末施設入所者（1,377 人）から 2020 年度末までの地域移行者数	—	132 人 （9.6%）
② 2016 年度末施設入所者（1,377 人）から 2020 年度末時点の施設入所者数	1,377 人	1,318 人 （△ 4.3%）

〈主な取組〉

- 相談支援の充実
- 施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備
- 重度障害者の支援体制の整備
- レスパイトの充実

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	現状 2016 年度実績	目標 2020 年度
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 （各圏域、各市町）	未設置	設置
② 精神病床における 1 年以上の長期入院患者数	2,373 人	減少させる
③ 入院後 3 か月時点の退院率	60 %	69 %
入院後 6 か月時点の退院率	76 %	84 %
入院後 1 年時点の退院率	84 %	90 %

〈主な取組〉

- 精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ
- 退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備
- 医療機関への 1 年以内の退院促進の働きかけ
- 合同研修の実施
- 精神科救急医療システム体制の整備事業

地域生活支援拠点等の整備

成果目標	現状 2016年度実績	目標 2020年度
① 障害福祉圏域（5圏域）ごとに1つ以上	未設置	5圏域

〈主な取組〉

・市町への情報提供や支援

福祉施設から一般就労への移行

成果目標	現状 2016年度実績	目標 2020年度
① 2020年度の一般就労移行者数	104人	159人 （1.5倍以上）
② 2020年度末の就労移行支援事業利用者数	125人	150人 （2割増）
③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5.8割	5割以上
④ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	—	8割以上

〈主な取組〉

・就労支援スタッフによる支援
・障害者就業・生活支援センターとの連携
・障害者就労支援チームによる就労支援
・就労移行支援事業所の充実
・企業への障害者雇用の働きかけ
・障害者雇用促進企業等の登録
・多様な委託訓練の実施
・レッツ・チャレンジ雇用

障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	現状 2016年度実績	目標 2020年度
① 児童発達支援センターを各圏域に1か所以上設置	4圏域	各圏域に 1か所以上
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	―	全ての市町
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3圏域 （両方設置済み）	各圏域に 1か所以上
④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（県、各圏域）	未設置	設置

〈主な取組〉

- 障害児通所支援
- 障害児入所支援
- 各種研修
- 関係機関との連携
- 障害児等療育支援事業
- 医療的ケア児等の協議の場にかかる取組
- 発達障害児に係る取組
- 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

地域で暮らしている方へのその他の取組

〈主な取組〉

- 高次脳機能障害への支援
- 難病患者への支援
- 工賃向上のための取組
- 障害者優先調達推進法に基づく取組
- 意思疎通支援の充実
- 医療機関との連携による合同研修会等
- 乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための取組
- 障害者の就労促進のための取組

4　障害福祉サービス等の見込み量

■県全体の障害福祉サービス等の量（１月あたり）

サービス	区分	事業所（2017.12.1 現在）		利用者数				単位	サービス量				単位
		事業所数	定員	2016年度（実績）	2018年度	2019年度	2020年度		2016年度（実績）	2018年度	2019年度	2020年度	
訪問系	居宅介護	113	—	930	1,053	1,095	1,136	人	17,609	18,628	19,239	19,909	時間
	重度訪問介護	101	—	20	44	48	51		3,334	4,296	4,527	4,777	
	同行援護	39	—	107	134	140	147		1,093	1,391	1,500	1,634	
	行動援護	16	—	129	172	180	191		2,146	2,336	2,399	2,459	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	1	2		0	0	110	122	
日中系	生活介護	62	2,045	2,046	2,183	2,229	2,275		41,010	42,538	43,498	44,385	人日
	自立訓練（機能訓練）	2	20	37	55	58	60		305	459	493	522	
	自立訓練（生活訓練）	9	125	138	193	218	245		1,527	2,271	2,732	3,279	
	就労移行支援	27	274	264	353	386	420		3,473	4,331	4,800	5,325	
	就労継続支援（A 型）	45	704	709	872	941	1,018		13,140	15,016	15,891	16,937	
	就労継続支援（B 型）	120	2,532	2,286	2,606	2,724	2,845		39,018	43,689	45,525	47,416	
	就労定着支援	—	—	—	114	121	131		—	—	—	—	—
	療養介護	5	556	345	360	361	362		—	—	—	—	
	短期入所	61	—	402	548	603	663		1,959	2,422	2,619	2,844	人日
居住系	自立生活援助	—	—	—	21	30	38		—	—	—	—	—
	グループホーム	228	1,416	1,107	1,319	1,403	1,485		—	—	—	—	
	施設入所支援	22	1,383	1,429	1,387	1,374	1,354		—	—	—	—	
相談支援	計画相談支援	72	—	2,076	3,198	3,412	4,093		—	—	—	—	
	地域移行支援	17	—	1	22	24	28		—	—	—	—	
	地域定着支援	17	—	11	29	39	47		—	—	—	—	

■障害児支援サービスの量（１月あたり）

区分	事業所数	利用者数	利用者数			単位	サービス量	サービス量			単位
	2017.12.1 現在	2016年度（実績）	2018年度	2019年度	2020年度		2016年度（実績）	2018年度	2019年度	2020年度	
児童発達支援	42	573	726	779	836	人	3,626	4,247	4,532	4,991	人日
医療型児童発達支援	0	2	3	3	3		19	24	24	24	
放課後等デイサービス	87	1,177	1,416	1,537	1,651		10,743	13,491	14,829	16,044	
保育所等訪問支援	7	14	41	47	52		16	73	85	96	
居宅訪問型児童発達支援	—	—	15	20	26		—	107	130	154	
障害児相談支援	47	565	1,320	1,416	1,635		—	—	—	—	—

※ 時間・・・月間のサービス提供時間

※ 人日・・・「月間の利用者数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※ 人・・・月間の利用者数

5　障害福祉サービス等支援の従事者の確保及び質の向上

障害福祉サービス等支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の提供に係る人材の確保と質の向上を図ります。

（１）認定調査員等研修

（２）居宅介護職員初任者研修

（３）同行援護、行動援護従業者養成研修

（４）相談支援従事者初任者、現任、専門研修

（５）サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修

（６）障害者虐待防止・権利擁護研修

（７）介護職員等に対する喀痰吸引等の実施のための研修

（８）強度行動障害支援者養成研修

（９）精神障害関係従事者養成研修

（１０）療育支援センターにおける各種研修

6　地域生活支援事業等

県地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を計画的に実施します。

【必須事業】

（１）専門性の高い相談支援事業

①発達障害者支援センター運営事業

②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

（２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

①手話通訳者養成研修事業

②要約筆記者養成研修事業

③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

（３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

（４）広域的な支援事業

①相談支援体制整備事業

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業（災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備）

③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

【佐賀県独自の事業】

（５）サービス・相談支援者、指導者育成事業

（６）日常生活支援

①オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業

②音声機能障害者発声訓練事業

（７）社会参加支援

①手話通訳者配置

②字幕入り映像ライブラリーの提供

③点字・声の広報等の発行

④点字による即時情報ネットワーク

⑤障害者等の情報通信技術（ＩＣＴ）利活用への支援

⑥佐賀県障害者社会参加推進センターの運営

⑦スポーツ・レクリエーション教室開催

⑧文化芸術振興

市町地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町を中心に地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を創意工夫し効率的・効果的に実施します。

（１）理解促進研修・啓発事業

（２）自発的活動支援事業

（３）相談支援事業

（４）成年後見制度利用支援事業

（５）成年後見制度法人後見支援事業

（６）意思疎通支援事業

（７）日常生活用具給付等事業

（８）手話奉仕員養成研修事業

（９）移動支援事業

（１０）地域活動支援センター機能強化事業

（１１）任意事業

地域生活支援促進事業

障害児者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施します。

（１）県地域生活支援促進事業

①発達障害児者地域生活支援モデル事業

②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

③発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

④発達障害者支援体制整備事業

⑤障害者虐待防止対策支援事業

⑥障害者就業・生活支援センター事業

⑦工賃向上計画支援事 業

⑧医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

⑨強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）

⑩アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

⑪薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

⑫ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

⑬「心のバリアフリー」推進事業

⑭特別促進事業

（２）市町村地域生活支援促進事業

①障害者虐待防止対策支援事業

②特別促進事業

さがけん　けんこうふくしぶ　しょうがいふくしか

佐賀県　健康福祉部　障害福祉課

〒840-8570　佐賀市城内一丁目1番59号

電話　0952-25-7401　0952-25-7064

FAX　0952-25-7302

E-Mail：shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

URL：http://www.pref.saga.lg.jp/